

5 助成対象経費

新商品の開発等助成対象事業に必要な経費。

- ① 外部専門家（委員、講師、調査研究員等）に対する謝金・旅費（当財団の規定）
- ② 会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機械装置・工具器具費、機器借上料、借損料、雑役務費等の事務経費
- ③ 調査研究、開発研究等の委託費

ただし、場合によっては認められないものもありますので、ご不明な点がございましたら、公益財団法人わかやま産業振興財団までお問い合わせください。

6 応募方法（提出書類一覧）

申請書	関係書類
<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請書（連名）・ 事業計画書・ 収支予算書・ 交付対象事業者の概要・ 連携体の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び定款の写し・ 事業内容の詳細がわかる書類の写し・ 経費の積算根拠となる書類（見積書）の写し・ 最近2か年の財務諸表の写し（勘定科目内訳明細書を含む）・ 最近2か年の法人税又は所得税の申告書の写し・ 和歌山県税の納税証明書（未納がないことの証明）

所定の申請書に記入し関係書類（連携体の書類も含む）とともに、当財団まで持参又は郵送してください。

7 留意事項

助成の対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている場合、又は今後受ける予定がある場合は、この事業の助成対象とはなりません。

■ 助成対象経費について

- ・ 助成対象経費は試作開発までにかかる経費です。量産・営業活動にかかる経費は助成対象になりません。
- ・ 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定通知に記載する助成事業実施期間に発注（契約）、納品、請求及び支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費に限ります。
- ・ 機械装置・工具器具費は事業計画に必要な不可欠なものに限ります。リースやレンタルなどの合理的方法によることを原則とします。

8 審査等

- ① 応募者の多少にかかわらず、「6 応募方法」により申請書を提出いただいた方に事前ヒアリング（必要に応じて現地調査）及び審査会を実施します。なお、審査会において、プレゼンテーションを行っていただきます。
- ② 提出いただいた申請書及び審査会での審査結果〔選定基準：①新規性・革新性、②市場性・優位性（競争力）、③実現性、④経営体制・連携体との連携度、⑤地域への貢献度〕をもとに、和歌山県知事の承認を受け、助成金の交付の可否及び助成金額を決定します。

【提出・問い合わせ先】

公益財団法人わかやま産業振興財団

担当部署 経営支援部 産業支援班

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

TEL 073-432-3412（代表） FAX 073-432-3314

E-mail shinsan@yarukiouendan.jp URL <http://www.yarukiouendan.jp>

